各高齢者施設・事業所管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

## 高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症検査体制の充実について (Q&A)

日頃は、高齢者福祉行政に御協力を賜り、また、新型コロナウイルスの感染拡 大防止のために御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制については、令和2年8月7日付け厚生労働省事務連絡「高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について」(以下「国通知」という。)及び令和2年9月24日付け2長寿第38117号「高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症検査体制の充実について」(以下「県通知」という。)で周知したとおりですが、その取扱いについて、別添のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴施設の協力医療機関等にご相談の際には、これらの点について御留意いた だきますようお願いいたします。

> (問い合わせ先) 香川県健康福祉部 長寿社会対策課 施設サービスグループ TEL087-832-3266

7	Q	レス感染症検査体制の允美について(Q&A) A
1	新規入所者であれば、行政検査の対象	「行政検査」の対象者としては、
	となるのか?	感染症法第 15 条第1項・第3項第1号
		より、
		①新型コロナウイルス感染症の患者
		②当該感染症の無症状病原体保有者
		③当該感染症の疑似症患者
		④当該感染症にかかっていると疑うに足
		りる正当な理由のある者
		とされています。
		上記 ④ については、例えば、「濃厚接触
		者」が該当しますが、必ずしもこれに限ら
		れず、介護施設の新規入所者については、
		濃厚接触を生じやすいなど、クラスター
		化しやすい状況にあるため、
		地域の発生状況( 関連性が明らかでない
		患者が少なくとも複数発生しているな
		ど) や入所前の生活状況等を勘案して、検
		<u> 査前に陽性となる確率が高いと考えられ</u>
		る場合には、行政検査の対象となります。
2	地域の発生状況や入所前の生活状況	医師の判断となります。
	等を勘案して、検査前に陽性となる確	なお、地域の流行状況に照らして、検査
	率が高いか否かは誰が判断するの	前に陽性となる確率が低いと医師が判断
	か?	する場合は、保険適用はなく、自己負担に
		よる検査となります。
3	無症状の患者に対して、医師が必要と	保険適用となります。
	判断して実施した検査は、保険適用と	なお、無症状者に対する保険適用によ
	なるのか?	る検査は、高齢者施設内に感染が及んだ
		場合、クラスターの発生など、甚大な被害
		が想定されることに鑑み、新型コロナウ
		イルス感染症拡大防止のための対応に限
		って当面の間実施されるものです。
4	県通知の「1 新規入所者」の検査に	現時点のエビデンスによれば、無症状者
	一ついてどのような検査を行うことが	に対しては、抗原検査(定性)ではなく、
	適切か?	PCR検査または抗原検査(定量)による
		ことが適切であると考えられます。

5 県通知の「2 その他入所者及び施設 従事者について」の<u>検査に係る委託契</u> <u>約</u>とは具体的にはどういうものか? 令和2年7月22日付けで県医師会から、 各郡市医師会に通知している「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における協力医療機関の取り纏めについて(依頼)」(以下「取り纏め通知」という。)における「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査(PCR検査及び抗原検査)事業」にかかるものであり、委任状の取り纏め等その手続は、「取り纏め通知」によります。

なお、前述の「取り纏め通知」においては、県医師会への委任状の提出は、8月13日となっていますが、8月13日以降も委任状の提出が可能とされています。

6 県通知の「2 その他入所者及び施設 従事者について」の<u>検査に係る委託契</u> <u>約</u>を結んだ場合、初診料についても、 公費負担とすることができるか? 検査料及び微生物学的検査判断料のみが、公費負担(委託料)となります。 (「取り纏め通知」による。)